

総合福祉学研究科 社会福祉学専攻博士前期課程 ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）

社会福祉学専攻博士前期課程（修士課程）においては、それぞれの専門とする領域における研究・教育者ないし自立した専門職従事者として活動することのできる知識・技術と研究能力を修得し、所定の修士学位論文を執筆した者について、修士学位〔修士（社会福祉学）（長野大学）〕の授与を行なう。なお、修士学位論文の審査基準については、別に定める。

1. 学位授与の基本方針

研究・教育者ないし高度の自立的かつ自律的な専門職従事者となるうえで必要とされる知識・技術、研究方法を修得し、修士学位論文を作成するにあたっては社会福祉や関連する領域における既存の研究に付け加える新しい知見が含まれている論文を提出すること。

2. 学位取得者の資質

社会福祉の各領域について研究・教育者ないし高度の自律的な専門職従事者に不可欠な研究の視点と枠組、判断力、実行力、評価力、また修士学位論文を作成するに必要な知識・技術を持ち、適切な研究課題の設定、関連する先行研究のレビュー、視点や枠組の設定、社会調査、事例研究法、研究手続きなどの研究方法を修得し、研究の成果を適切に体系化し、言語化する能力を持っていること。

3. 学位取得者の特性

社会福祉や関連領域の研究・教育者や自立した専門職従事者に期待される能力と倫理規範を修得し、学生や利用者の尊厳と人権を尊重する姿勢を身につけるとともに、同一職種の同僚を始めとして、関連する他の職種の専門職とチームで活動できる資質を修得していること。

4. 学位取得者の類型

大学・短期大学・専門学校の教員、研究機関の研究員、各種社会福祉の専門職、関連行政の担当者、コミュニティ・ソーシャルワーカーなどの地域を基盤として各種組織・団体により展開される社会福祉支援のコーディネーターに資する人材。